

平成30年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成30年12月11日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	6
所管事項の報告	7
陳情の審査	10
陳情の採決	23
閉会	26

文教福祉常任委員会 平成30年12月12日（水）

付議事件	29
出席委員	29
欠席委員	29
委員外出席者	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	29
開会	31
議案の説明、質疑	32
議案の採決	37
所管事項の報告	37

閉会	3 8
----	-----

総務常任委員会 平成30年12月13日（木）

付議事件	4 1
出席委員	4 1
欠席委員	4 1
委員外出席者	4 1
説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 2
開会	4 3
議案の説明、質疑	4 4
議案の採決	5 3
所管事項の報告	5 4
請願の審査	5 6
請願の採決	6 2
閉会	6 2

建設経済常任委員会

平成30年12月11日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

陳情第 4 号 飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情

出席委員（6名）

委員長	宮内保	副委員長	林晴道
委員	佐久間茂樹	委員	平野忠作
委員	高木寛	委員	平山清海

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	島田和雄	議員	木内欽市
----	------	----	------

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬正彦	商工観光課長	小林敦巳
農水産課長	宮内敏之	建設課長	加瀬喜弘
都市整備課長	鵜之沢隆	下水道課長	高野和彦
水道課長	加瀬宏之	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。きょう一日、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

ここで、木内欽市議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、島田議長にご出席をいただいておりますのでご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案と陳情1件について、審査をしていただくことになっています。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、予算関係の1議案でございます。議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、なにとぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算第3号の議決について、建設課所管事業については、本会議並びに議案質疑でご説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算第3号の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。一部、本会議の議案質疑等でご説明しました内容と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の22ページをお開きいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。22ページをお願いいたします。

それでは、上から２段目の３目農業振興費、説明欄１、農業災害対策支援事業の農業対策支援事業補助金 1,800 万円でございますが、こちらは本年 9 月 30 日の台風 24 号で被害を受けた農業者の経営再建のため、負担軽減を目的といたしまして、農産物生産施設等の復旧に向けた緊急支援事業の実施を国が決めたことから、市が事業主体となりまして支援を実施するため、補正をお願いするものでございます。

この支援事業は、主といたしまして、ビニールハウス等の再建や修繕に係る事業費に対して助成を行うものでございます。10 月 1 日現在の農業用施設等のビニールハウス等の被害件数は 133 件で、被害金額が約 3,600 万円となっております。被災いたしましたハウスの被覆材の張り替えや、変形しました骨組みの交換などの復旧のため、農業用施設の被害金額 3,600 万円を算出根拠の額といたしまして仮に算定し、3,600 万円に対しまして、補助率としまして国の 10 分の 3 以内、県はまだ未定でございますが、市の負担すべき 10 分の 2 以内で助成するもので、合わせて 1,800 万円を計上したことになります。

今回は、国の緊急的な支援対策について、被災農家をいち早く支援するため、迅速に対応を決したため、支援を希望する件数がまだ把握できておりませんが、市の広報 12 月 1 日号やホームページの掲載はもちろん、県農業事務所、ＪＡちばみどり等、関連機関とも協力いたしまして、フェイスブック等のＳＮＳを活用いたしまして、広く周知を行っているところでございます。

今後、補助金の申請等につきましては、希望者を 12 月中旬までに取りまとめまして、県へ概算事業費を要望し、事業実施要領等に基づき手続きを進めていく予定であります。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、12 ページのほうをお願いしたいと思います。

４目農林水産費県補助金、説明欄１の農業災害対策支援事業費補助金でございますが、こちらは、歳出で説明いたしました支援事業補助金の財源となるものでございます。国庫補助金が全額県を経由いたしまして、事業費の 10 分の 3 以内となる 1,080 万円を計上したものでございます。県の状況等によりまして、今後増額となる場合がございますが、まだ未定でございますので、そちらのほうは見込んでいないものでございます。

以上で、議案第 1 号、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） 22 ページ、農業振興費、さつき課長からいろいろ説明ございまして、対象件数が 133、被害額が 3,600 万円ということで、一番被害が大きい地域はどの辺で、例えばキュウリとかトマトとか、花とかありますよね、そこらがちょっと分かればご説明のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 個別にどこの施設かというのがまだ出ていないところですけども、旭市の施設園芸のほうということで、キュウリ等というふうに伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課より報告いたします。

道路側溝グレーチングふたの盗難について、建設課から報告申し上げます。

盗難事件の確認につきましては、11月22日木曜日になります。旭警察署より市道の道路側溝のグレーチングふたが盗難されている旨、建設課に第一報が入りました。

その後、12月10日月曜日まで、旭警察署や市民から次々と盗難の報告が寄せられ、旭地域の5地区、海上地域の3地区、干潟地域の4地区、合計12地区で22か所の被害を確認したところでございます。

被害の枚数につきましては、側溝用のグレーチングふたが139枚、集水ます用のグレーチングふたが5枚、合計で144枚であります。

被害の金額につきましては、再購入の価格で積算しますと217万7,000円と算定しています。

安全対策と注意喚起については、盗難箇所へカラーコーン等を設置し、安全対策を行っています。注意喚起としましては、防災無線で11月28日木曜日から12月2日日曜日まで、朝と夕に呼びかけを行いました。11月28日水曜日には市ホームページへ掲載したほか、児童生徒の安全確保のため、市内小・中学校全校に周知したところでございます。

なお、一時は被害は終息したものの、12月8日土曜日ごろから再び被害が確認されたことから、12月10日月曜日より再度防災無線にて放送を行っているところでございます。

被害箇所の復旧につきましては、側溝部分はコンクリート製のふたを設置し、対応は終了しています。集水ますにつきましては、現在材料を手配していき、納品され次第順次復旧に努めてまいります。

なお、現在被害の防止を図るため、旭警察署と連携して、市内の道路パトロールを随時行っているところでございます。

以上、道路側溝グレーチングふたの盗難について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの建設課長の報告に引き続きまして、農水産課所管の農道のほうで同様の被害がございましたので、関連しましてご報告申し上げます。

農水産課所管の広域農道東総第一地区農道、松ヶ谷地先におきまして、道路側溝グレーチングふたが5枚盗難に遭いまして、旭警察署のほうに被害届を出したところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） ただいまのグレーチングふたですか、これは今広報でも騒いでおりますけれども、盗んで売っちゃうんでしょうかね。またこれ買うところがあれば、そういうところから足がつかないものか、不思議に思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけどもどうでしょうか。

○委員長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） グレーチングの盗難につきましては、現在旭警察署の刑事課といろいろ連携を図っております。お話によりますと、グレーチングのほうを売るという話もありますが、まだどこかで使うということで、まだはっきりしない状況でございます。そんな関係で、今、刑事課のほうでいろいろ捜査していますので、その結果を待ち次第、結果が出ればどちらかということが分かると思います。今のところ不明というところでご理解いただきます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） それでは、所管の商工観光課のほうに、平野委員から質問があるということで、平野委員、よろしくお願いします。

○委員（平野忠作） はい、ご苦労さまです。

9月のやはり建設経済常任委員会で一応お話ししたんですけれども、今年の夏から飯岡海岸で砂の彫刻を実施されましたね。1週間でそのとき私聞いたと思います、なんか5万人ぐらい来たと。これをもうちょっと延長できないかというような話をしたら、維持管理費がか

さむからというようなお話があったんですけれどもね。

あそこは、なぜ砂の彫刻にいいかというと、海岸がまず毎年海のほうに出ていると条件がいい。それで飯岡一宮線ですね、通っているところでも交通量があって、すぐ見えるというところで、それで海水浴場の入り込み数聞きましたら、矢指海岸と飯岡海岸ですか、4万人出ないんですよ。3万幾らということになると、わずか1週間で5万人ということは、ものすごい私はパワーがあると思いますので、これをここに副市長いますけれども、予算をもうちょっとつけてもらって、前々ほら、旭の砂の彫刻がやっぱり関東地方で有名になりまして、たしか震災の次の次の年か、ふるさと大賞というやっぱりしっかりした賞ももらっているんですね。これからやはり観光事業がどんどんじり貧になっている中で、伸びるものは私は市のほうで予算をつけて、これをもっと育てていこうという気構えがあっても、私はいいと思います。一つのまたこの旭の夏の誇れるこういうイベント、あるいは集客するものを育てていったら、私はいいと思いますけれども、その辺についてお考えはどうか。とりあえずはもう倍の2週間はやってもらって、できれば1か月と、これは相当のあれがかさむから。

それともう一つは、今も既にスポンサー募って、資金の調達しているんですけれども、これもうちょっと大々的にやって、資金をもっと投入して、これを旭のしっかりとしたまた名物に、夏のイベントとして育てていったらいかがだと思いますけれども、分かる限りでいいですけれども、ちょっと答弁のほうお願いします。

○委員長（宮内 保） 所管事項の報告とはそれですが、ただいまの質問に対し、回答ができるようであればお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

9月でもこの質問ございましたが、砂の彫刻のほうですが、確かに今年はだいぶ集客伸びました。昨年が2万人だったのが今年は5万人ということで、立地の条件がよかったのかなということをつたしか申し上げたと思います。確かに人数は伸びました。

これ実行委員会がございます。主に商工会議所の青年部の方だったと思いますが、実施してるところでございます。確かに1週間、8日間ですか、今年は。確かに日数が短かったということで、その辺も終わってから事務局のほうにお話ししまして、ぜひ来年は少し期間を延ばしていただけないかという話はしています。

そのときもちょっとお話がありました、確かに期間は1週間なんですけど、あれを構築するまで、準備するまでが約1か月かかるということで、それも市外のほうから呼んでいただい

て、そこで作っていただくということで、なかなかそれをトータルすると1か月以上あそこにかかってしまうということで、その辺もなかなか難しいということがありますて、ただ1週間、8日ぐらいでは寂しいということは申し上げまして、ぜひ来年度もう少し長くできないかと、今調整中でございます。

協賛金のほうも、確かに実行委員会のほうで頑張っていて、協賛は集められているところでございますので、もう少し頑張っていて、市のほうも補助金は計上はすると思いますが、そちらのほうで努力いただいて、ぜひもう少し大きなイベントになっていただければと考えています。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） いいですか。

そのほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（宮内 保） 次に、陳情の審査を行います。

建設課以外は、退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情の1件であります。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情について、建設課から意見を申し上げます。

皆様にお配りしていますA3の図面がございます。この地図ですね。この地図を基に説明のほうをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、冠水箇所はJR飯岡駅から南下する一般県道飯岡停車場線と銚子市から網戸方面へ向かう主要地方道銚子旭線の交差する（仮称）広原地区交差点、図面で申し上げますと、図面の中央付近に丸印で赤い印でやっております。そこから飯岡バイパスまでの520メートルの区間、そこに雲形で表示してあります箇所でございます。水色で表示してございます。この地域が冠水地域でございます。

建設課といたしましても、当該箇所は合併前の旧海上町当時より、大雨のときなどたびたび冠水することは承知しているところでございます。冠水する要因といたしましては、1つ目に、付近の開発が進んだこと。2つ目に、この地域の道路と隣接する土地が周辺地域と比べ、地形的にかなり低く、かつ平坦であること。3つ目に、周辺には放流先となる調整池や河川が存在しないこと。4つ目としましては、国道126号の飯岡バイパスの道路面が高く、それらが阻害していることなど、以上の4点が要因ではないかと考えているところでございます。

このような状況の中で、冠水の解消のために旧海上町の時代から現在に至るまで、県と協力し流域や流末の調査を行い、（仮称）広原地区交差点や関係する排水路、図面の部分で申し上げますと、図面で点線と矢印で表示してある部分がございます。ピンク色で表示しているのが県のほうで行ったもの、緑色で表示してあるものが市のほうで行ったものでございます。それらの新設改良工事など、幾度となく行ってきたところでございますが、なかなか冠水の完全解消には至っておりません。

しかしながら、これらの取り組みによりまして工事を進めた結果、大雨等には一時的には冠水するものの、滞留時間は以前より短縮されている状況でございます。建設課といたしましても、地域住民の安全安心を確保することは重要でありますので、今後も千葉県へさらなる改善の要望を初め、必要に応じた協力を行っていきたいというふうに考えております。

以上、建設課からの陳情の意見とします。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がありましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この案件、長きにわたって当該地区の方におかれては大変な問題で、いつも心配されているものだと、そのように思います。きょう、木内欽市議員の傍聴から、それから島田和雄議長の出席もありまして、地元の議員皆いますが、所管の委員として慎重にじっくり聞いてみたいこと多々ありますのでよろしく願いをしたいと、そのように思います。

まず、陳情者が広原区の区長さん、加瀬多喜男さんほか3名となっておりますが、どのような形でこの陳情文書を受理して、いつどこでこういうものを事務局として、議長として取り扱ったのかを伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 陳情の受理ということでございました、私のほうからお答えさせていただきます。

陳情者、代表が広原仲区区長加瀬様、そのほか広原南区区長鈴木様、広原東区区長櫻井様、広原西区区長萩原様、4名が陳情者という形で、11月22日に、議長が同地区でございましたので、直接議長のほうにこの陳情書が提出されたということでございます。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） この陳情者ですか、加瀬多喜男さん、今回の議会の議案の第7号で、人権擁護委員として出ているんですよ。そのときに、清廉潔白な人柄で責任感が大変強いということをおっしゃってありました。補足説明でね。僕もそのとおりだと思って、あのときに賛成をいたしました。

しかしながら、今回の文章を見ますと、ちょっといただけない点がありますね。中身で、場当たり的な工事に終始し、多く状況が、何ですか、建物等が建設も多くて、状況がますます悪化していると、そのようなことがあります。まさか清廉潔白な区長さんの文章とは僕思えないんですよ。

まず、回覧で配られた前回の工事のものを持ってきましたが、平成27年の12月20日から平成28年11月20日までの間に、県土木はここに対する工事を行っています。それで、その状況がどのようなものになったか、しっかりと検証ができた、これ文章がですね、ちょっと誤りが多いものがあるなど、そのように感じます。工事をしっかりとしたものとして、早めに対策を打つのであれば、この陳情文書はちょっと危ないのじゃないのかなと、そ

のように危惧をいたします。その辺に関してちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後１０時３０分

再開 午後１０時３３分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それではお答えいたします。

私どもといたしましては、この書面を頂戴しまして、陳情者が書面を作成したというふう
に受け止めていました。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） この趣旨には賛同しますよ。しかし、去年の話でありますけれども、僕
が議員発議の議案を議長室で議長に提出いたしました。そのときに、議長は今ここで委員と
していらっしゃいますし、局長今同じ局長でありますけれども、僕が出したものに対して、
賛同議員の名前、これに疑いをかけられたんですよ。これ本当に本人が書いたのかって言わ
れたりとか、それで賛同議員を議長室に集められまして、当時の議長に、あなた方これは本
当なのかと、そういうことをやらされましたよ。それで、結果的に賛同議員がなくなりまし
て、僕が出した発議案はなくなったわけでありますけれども、今回もそれと同様に、同じよ
うなことです。されたのかどうかをしっかりと確認したいんです。そうじゃなければ
いけないんじゃないのかなと、そのように思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） お答えいたします。

まず、先ほどの林委員のお話でございますけれども、私の記憶が間違っているかもしれま
せん。私の記憶としましては、当時の件は署名の確認ということではなくて、賛同者が同じ
役所のフロアにいましたので、当時の議長がせっかくいらっしゃるんで、一緒にご意見を聞
きたいというような経過であったというふうに、私は記憶しています。

それと、続けて質問でございますけれども……。

(発言する人あり)

○議会事務局長(大矢 淳) 今回陳情者という形で署名、それぞれ区長の印が押印されていまして、様式が整っているという中で、私どもとしては議長経由でお預かりしましたので、そのような確認ということは考えに至りませんでした。

(発言する人あり)

○議会事務局長(大矢 淳) そこについては、私どものほうでは、申し訳ございません、何ともお答えのしようがないところでございます。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員。

○委員(林 晴道) 今話出ましたけれども、清廉潔白な人でね、僕もきのうも会議一緒でしたよ。夜ね、1時間ぐらい一緒にいた人の文章とは到底思えない。それかみんなこれ分かっててやってる、こういう文章今どき書きませんよね。その辺の調査はちゃんとされたのか。しないでこれ受理するって、ちょっとこれ不手際があるんじゃないかなと感じますね。

それから、これ下のほうに、滞留した水の経路図が区民の人は分かっていないというように書いてありますけれども、きょうだって資料出てますし、今までここで3人の議員がいますけれども、何回も何回も打ち合わせして、県土木のほうからこれ何回ももらってるんですよ。やっぱり当事者である地元地域の方々は知ってるはずなんですね。そういう文言を平気で載せてて、今回、4人の区長さん方が出てて、趣旨は本当に賛同できるんですけれども、この形は非常にちょっと形式的におかしいんじゃないのかなと。これ議長宛てに来てるものでしょうけれども、ちょっとこれ形違いますよね。これで出したら、進むべきものも進まなくなる。僕はそう思いますけれどもいかがなんでしょうか。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。
議長。

○議長(島田和雄) この陳情について、文章がおかしいんじゃないかといったような林委員のほうの指摘でありますけれども、この文章につきましては、広原4区の区長さん方が作った文章ということで間違いありません。そういった中で、私会議がありまして、区長さん方の会議に来てくれということで呼ばれまして、行ってまいりました。その文書を受け取ってきまして、それで議会事務局のほうに提出したということでもありますので、きちんとそういった形の中でやってきましたので、よろしくお願いします。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 僕が聞く話だと、区長さんが総意で作った文章ということは逆に聞かないんですよ。今の話全然違うんですね。

（発言する人あり）

○委員（林 晴道） 誰が作ったか分からないんで、それを検証した上で、しっかりとこの賛否を問う形をとるべきだと思います。

○委員長（宮内 保） それではしばらく休憩いたします。

休憩 午後１０時４０分

再開 午後１０時４３分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、先ほどの質問に対してお答えいたします。

実際にこの陳情あるいは請願等について、文書がいろいろございますけれども、それを陳情者等が作成する際に、いろいろご意見を聞いたりとかということはあるんだろうと思います。

私どもといたしましては、今写しを配布させていただきましたけれども、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所氏名、それらの記載、あと押印、そういうようなことを確認をさせていただきまして、受理をしているという状況でございます。内容につきまして、いろいろな他の方の意見等も聞きながら、陳情者それぞれ検討した中で、文章ができているものだというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） 何度も言いますが、この４区長は、こういう強い文章を自ら作るような形ではないというふうに僕は思いますし、これ知事だとかですよ、県議会に提出する文章でこういうものがあっていいんでしょうか。

あと、こういう大変な思いをしている、それに関しては本当に僕も心痛みますけれども、同じような地区何か所もありますよね。全部これ１件ずつ区長さんに賛同になってもらって、これから陳情上げていくという形になっても、旭市議会どうなのかなというように、知事、

県議会から、県議会議長から思われますよ。取り扱いに関して、もうちょっとしっかりとしたものを整えてもらったほうがいいんじゃないかなとそのように思いますね。

それから今補足説明で建設課のほうからございました。そういう文章で上げるのがごく一般だと思います。そのようなところ、しっかりとやってからこの案件を取り扱ってもらいたい。この工事をしっかりと早めに進めるためには、これではまずい。そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

それでは、委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと経過がよく分かんなかったんですけども、きょうこの陳情書に加瀬様、鈴木様、櫻井様、萩原様、各区長さんお見えになってらっしゃるんですね。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 来てないんですか。ああそうですか。いや、それでね、いらっしゃればこの趣旨でよかったのかどうか、確認できればと思ったんですけども、いらっしゃらなければやむを得ないと思います。

ただ、事の本質と言いますかね、確かにこれ私も議員やってまして、日下議員、木内議員、海上の議員さん方にもお話しいただき、私も直接現場を何回か拝見しました。それで、これ教習所から東側、水系が東に向かっているんですよね。ここから、大体この辺は西のほうに本来向かってるんだと思うんですけども、低地でどうしてもここだけ冠水しちゃう、はけが悪いというかね。陳情するにしても、請願するにしてもね、どういうふうにするのか。こういうふうに県がやって、市がやってるわけなんですけれども、建設課長、建設課の、もうだってこれ 10 年以上、だって合併前から話が出てるんだから、今どうしたらいいのか、その辺の話を、どうしてもこの 126 号を越して南下しなきゃいけないのか。もともとこれ仁玉川水系だから西のほうに向かっているはずなんで、この水路、今県の施工それから市でやっているとところもあるわけなんですけれども、この辺を拡張する、深くする、何らかの形でとにかく鉄道を越さなきゃいけないんですよね。具体的に今建設課ではどうしたらいいのか。仮に要望する、陳情するにしても、県にしなくても市でできることもあるんじゃないのかなと、まずどうしたらいいのかということを、考えがあれば教えていただきたいと思うんですよね。お願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） どうしたらいいのかと申されてもなかなか難しい話で、県道なんです、これが。過去に合併する前から旧海上町合併後も、いろいろとこの問題は県と市と地元といろいろな協議をした中で進めてきました。それで先ほどもご説明いたしましたが、私のほうのできることは全てやっております。あとは県のほうもこれが現在のところこういう形でやってますけれども、先ほども申し上げましたが、どうしてもこの地区が一番低いところなんです。県道の部分で飯岡停車場線が。それで国道バイパスが横断している関係で、どうしてもここに水がたまってしまうという状況でございますので、いろいろ過去の経過を踏まえて、うちのほうも県のほうに対応してくれということをお願いしてますので、それ以上のことは私のほうではなかなか意見は言えないなということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 確かに今までやっててもなかなか難しい所なんだと思います。だけどこれを見て、いいですか、今緑色の、下のほうから緑色で西に向かっている市の施工がありますよね。そしてその上に1本道がありますね。ローソンと教習所のほうに向かう道。この県道飯岡停車場線に横断してる道がまだ2本ありますよね。それで、このすぐ上の道というのは結構ローソンの角の道は結構通るんだよね、人がね、車が。あそこ雨が降るとしょっちゅう冠水するんだよね。二、三日残ってるんですよ。この辺でこの上下の2本を広げて、県のほうに、県の排水路、南西に向かっているとところに入れるとか、まだできることがあるのかなというような気がするんだよね。仮に、その辺をやってからでも、これ市でやろうと思えばできるんだろうと思うんですけれども、あるいは仁玉川のほうに向かう水路だったのが掘り下げるとか、あるいは断面を大きくするとか。ここに入ってくる水っていうのはそんなに量は多くはないと思うんだけど、集中しちゃうからなんだと思うんで、その辺もうちょっと工夫できるんだろうと思うんですけれども、何とか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それではお答えいたします。

確かに改修されていない道路もございます。これにつきましては、当然過去にうちのほうなり県なりがいろいろ調査してる中で、いろいろ検討した中で、今の緑色の点線ございますよね、ここが一番低いんですね。どうしてもここに、低いところから要は仁玉川水系のほうに

流すということでやっておりますので、その辺のところは十分検討した中で整備はされていると思います。

それと併せて、既存の排水路がございます。これはかなり深い断面でございます。それで市のほうも県道の北側、緑色で点線でやってあります矢印については、当然断面を計算して大きな構造物にしてありますので、しっかり対応していると過去の職員についても、私のほうは今のところはあれなんですけれども、やっているのかなというふうには思っていますのでよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 一生懸命やっていただいて、本当申し訳ないんですけれども、ただね、それでもまだ冠水が出ちゃうという話なんでしょうから、ただ頻度は幾らか減ったのかなというような気もするんだよね。だからあともう一段、例えば今の道路とそして上の道路で、県の排水路に入れられるような工夫ができれば、また若干変わるのかなというような気もするんだよね。そんなに長い距離でもないんで。ローソンの南側はしょっちゅう冠水してるから、南側には水路はあるんですよ。北側にはないんだよね。北側がたまっちゃうんだよね。だから北側に入れるとか、もう一本入れるとか、そういうことをすると幾らかまた変わるのかなと。

だから要するに県に要望するとしても、何を具体的にどういうふうに対処してくれって、できるだけ市でやるだけやって、どうしても駄目でこうしたいという具体的なあれが出ないと、なかなか難しい問題だけに難しいのかなというような気がするんだよね。大変なんでしょうけれども、いまいちもうちょっと頑張ってやっていただけるとありがたいなと思いますけれども。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 県は十分認識しております。ただ、地形的に低いんですね、どうしても。簡単に道路を上げればいいんですけれども、道路を上げたら今度民地が低くなっちゃいますので、その辺のところはもう地形的にどうしようもないんですね。ですので、私のほうも県のほうにバイパスの部分、要は南が一番低いんですので、その辺のところを何か工夫しながら、県のほうに要望していきたいというふうに考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 今の話聞いていまして、多少冠水の時間帯なんか解消されてるという中で、この文章おかしいですね。真逆のこと書いてありますね。

それから、本当にこういうような陳情のような取り扱いを何回も何回も行っても、効果は薄まっていくと思うんですよ。効果が薄い。やっぱりこれ大規模な工事、大規模な改修が必要な事業でありますんで、しっかりと、聞くところによりますと本来であれば請願で、しっかりとした形で大きく上げたかったんだということを聞いています。請願の文章として、このぐらい強い文章でもいいのかなというふうに僕は感じますけれども、ちょっと取り扱いに対して疑義が多いもんですから、その点、請願から陳情に代わったということをご存じであれば伺いたいのと、なぜそういう形になったのか。であれば本来の形に戻すべきだと思いますんで伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

島田議長。

○議長（島田和雄） 請願が陳情に代わったということ、なぜかということだと思いますけれども、この陳情につきまして、請願という形の中で、広原の区長さん方、また区長さん以外もいましたけれども、夜会議を開くといった中で、議長さん出席してくれますかというようなお話があったもんで、私伺いましたけれども、その中で、最初は請願といったような形で出されていたわけでありましてけれども、議会事務局のほうに来ていろいろ精査しましたところ、議長は請願にはなれないというのが旭市の申し合わせ事項の中で書かれているということで、それではちょっと無理だなということで、効果についてちょっと問い合わせをしましたところ、請願でも陳情でも意見書として県に出すということに、県に対しての効果は変わりないだろうということで、それでは陳情ということで出そうかということ、地元の区長さん方とも協議いたしまして、それで了解をいただきまして、陳情という形で出させていただきました。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ただいまの回答に対して物申したいこと多くございます。我々旭市議会議員は日本国に住んでいて、日本国憲法それから地方自治法、それからその次に申し合わせ事項にのっとって議会運営それから議会活動をしているわけであります。議長におかれては、今、請願の賛同議員になれないというような趣旨のお話ありましたけれども、そういうことは決してございません。

この1年間の議会運営見ていまして、やはり通常申し合わせ事項で決まっていた所管の

正副委員長が、教育拡充のありましたね、第1回の定例会で。そういうものになれないという申し合わせ事項がある中においても、しっかりと文教福祉常任委員会の副委員長を賛同議員にしたりだとか、ちょっとおかしな点多々ございます。しっかりとその辺見直してもらって、今回このことに関しては、ちょっと形式がおかし過ぎるということをしっかりと認識、確認をしてもらって、取り扱いに関しては違う形でお願いしなければならないとそのように思います。

○委員長（宮内 保） 議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 申し合わせのお話が出ましたので、私のほうから少し説明をさせていただきますと思います。

確かに自治法の規定の中では、議長が紹介議員になれないというようなことはございません。しかしながら、旭市議会の議会運営申し合わせの中におきましては、議長が初めに紹介議員になることで賛意を示すことになるので、旭市議会運営申し合わせは議員の皆様で検討して一致した一つの申し合わせということで……。

（発言する人あり）

○議会事務局長（大矢 淳） 申し合わせということで信義則に基づいて守ろうということで決まっているものでございまして、議長はその旨をお伝えしたんだろうということで考えています。

それともう一点、副委員長が文教福祉常任委員会におきまして紹介議員となった件につきましては、私どももあの際におわび申し上げましたとおり、本来受理する際にその申し合わせに気づいて、副委員長は申し合わせではなれませんということをお伝えしなければならなかった。その点について、私ども職員見落としてそのまま受理してしまったということで、おわびと経過をご報告しながらおわびして了解をいただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木委員。

○委員（高木 寛） 私のほうから踏み込んで、ちょっと建設課課長おいでなんでお尋ねしたいんですけども、ここの陳情事項で、排水路について抜本的な改修を図ることを意見書として提出してくださいという内容と理解したんですよね。それで、先ほどいろいろ答弁、回答されていますが、どうしようもないのかそういう回答では困ると思うんですよ。というのは、合併する以前からこの問題それぞれ海上町の状況であったとき、また合併して旭市

になったときも、住民の方、被害を受けている住民の方々が陳情書なり要望書でお願いには来てると思うんですよ。そういう合併してもう十数年たってますが、その前から問題として浮上している、この問題でいろいろやっていますが、結果的にはどうしようもない。この回答はないと思うんですよ。今の時勢、建設的に、科学的にやれば排水はできると、そういうふうと思うんですよ。私一般質問で、防災・減災のことをちょっと質問しましたけれども、これからの異常天気、まさに豪雨もあると思うんですよ。そうすると今以上に雲形の冠水区域が広がる。ここの住民がもっと被害を受ける。だから早急に手を打つべきだと思うんですよ。そういう中で課長のお話で、低い地域だからどうしようもないという回答はまさにないと思うんですよ。ですから科学的な技術を使って、ぜひ解決する方向で住民のこの陳情または請願というようなお話もありましたが、陳情の内容を解決してほしいと、そのように私は内容的に回答を求めたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） どうしようもないと言った言葉は確かに不適切な言葉でございます。訂正いたします。言葉の流れで出ちゃいました。申し訳ございません。

我々も確かにこの地域低いのは承知している中で、千葉県と何とか水を少しでも外に出したいということでやっていますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。言葉遣いに対しましてはこの場を借りて謝罪申し上げます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 一生懸命やっていただいて、確かに難しい、要するに 10 年、20 年続いている問題ですからなかなかという、ただ陳情する、要は具体的にどうしたらいいのか。例えば 126 号を伏せ越しで南側に流すとか、何か具体的にどうしたらいいのかというのを、専門的な見地から、陳情するにしろ請願するにしろ、具体的にこうやってほしいと、126 号を伏せ越しで越したいんだという話、何か私らも素人ですから、そういう請願項目、陳情項目というのがもうちょっと具体性があるとありがたいと思うのね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 何とかという話でございます。確かに、飯岡バイパスの下が横断に

なっています。これがまた状況が非常にあんばいがよくないんですね。ですからその辺のところを横断管をしゅんせつするとか、あとは強制的にポンプアップで排水するとか、そういう形になると思うんですね。その辺のところを、これも県のほうにお願いするしかございませんので、私のほうからこれをやってくれ、これをやってくれということはなかなか難しいんですけれども、案としてはそういう方法がベターじゃないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでした。

審査の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第4号についてご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 再度申し上げますが、この案件に関しては継続審議もしくはどうしても採択を強行されるということであれば、趣旨採択程度が望ましい、そのように思います。

○委員長（宮内 保） それでは、ほかの委員のご意見もお伺いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 今林委員のほうからお話しありましたが、趣旨採択それから継続審査では、やっぱり時間が経過するというのがあるんですよ。そうじゃなくて、今の議会、12月でこの陳情書を採択してまさに実施する、少しでも早く改修ができるようにやるべき建設常任委員会の陳情採択の趣旨があると思うんですよ。先延ばしではやはりまた、いつ災害、そういうのが来るか分からないので、なるべく今回の時期で陳情採択ということをぜひお願い

したいというふうに思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 最後にいたしますが、僕の思いですね。そういう細かいことを何度重ねても抜本的な対策にはなりません。大改修、大規模な工事をするには、しっかりとした取り組み、請願とする。しっかりとした皆さんの意見を調整する、それが必要だろうかとそのように思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかに意見ありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、陳情の審査を終わりにします。
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 39 分

○委員長（宮内 保） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（宮内 保） 陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情については、ただいま継続審査を求める意見がありましたので、まずこれについておはかりしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、継続審査についてはかることに決しました。

本陳情について継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

続きまして、趣旨採択を求める意見もありましたので、これについておはかりしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、趣旨採択についてはかることに決しました。

本陳情について趣旨採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情第4号が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することとなりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（宮内 保） それでは、陳情第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

はい、事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、陳情第4号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書（案）を

ご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書（案）。

道路は、地域経済、医療、福祉、教育など生活環境の向上に資する重要な社会資本であり、地方創生の基盤でもあります。

県土の均衡ある発展を図り、安全安心な市民生活を支えるためにも、幹線道路から生活道路に至るまで、より一層の整備促進が不可欠です。

このような中、旭市内の県道飯岡停車場線、県道銚子旭線の交差点付近は、雨水対策が十分なため、近隣住民は長年浸水被害等に苦しんでいます。

以前より何度か千葉県に要望し、対策工事を実施していただいた経緯はありますが、抜本的な改修工事とはなっていません。現状では、住宅建設も進み状況は悪化しています。特に最近のゲリラ豪雨では、付近の商店では浸水被害のほか車両の通行に伴う水圧によるシャッター破損等の被害も生じています。

旭市内における現状を認識され、必要な財源を確保し、早期に抜本的な対策を講じるよう以下のとおり強く要望します。

1 県道飯岡停車場線、県道銚子旭線交差点付近、更に国道 126 号に至る雨水の排水対策について、関係機関と連携し早急に抜本的な改修方法を検討し、早期に整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県議会議長宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、陳情第 4 号の意見書は原案のとおりとすることとよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮内 保） これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 47 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文教福祉常任委員会

平成30年12月12日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

出席委員（6名）

委員長 飯 嶋 正 利
委員 木 内 欽 市
委員 伊 藤 房 代

副委員長 高 橋 秀 典
委員 向 後 悦 世
委員 有 田 恵 子

欠席委員（1名）

委員 景 山 岩三郎

委員外出席者（1名）

議長 島 田 和 雄

説明のため出席した者（22名）

教育長 諸 持 耕太郎
保険年金課長 遠 藤 茂 樹
社会福祉課長 角 田 和 夫
高齢者福祉課長 浪 川 恭 房
学校教育課長 佐 瀬 史 恵
体育振興課長 花 澤 義 広

環境課長 井 上 保 巳
健康管理課長 木 内 喜久子
子育て支援課長 小 橋 静 枝
庶務課長 栗 田 茂
生涯学習課長 高 安 一 範
その他担当職員 11名

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、景山岩三郎委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がありました。ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会します。

本日、島田議長に出席していただいています。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっています。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案説明のため、教育長、担当課長及び職員に出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） 皆さん、おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、予算関係で2議案でございます。

まず、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、もう1議案は、議案第2号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 12 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 30 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についての 2 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管分につきましては、本会議の補足説明及び議案質疑で申し上げましたが、改めまして再度ご説明いたします。

補正予算書の 11 ページをお開きください。

歳入になります。

13 款 2 項 2 目、説明欄の年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金について 25 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

これは、来年 10 月から所得が一定基準以下の公的年金受給者に対し給付金が支給されるため、それに対応するシステムのテスト費用で全額交付されるものであります。

次に、13 款 3 項 2 目、説明欄の国民年金事務費交付金について 111 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

これは、来年 4 月から産前産後期間に対し、保険料の免除制度が開始されるため、それに対応するためのシステム改修費用でありまして、同様に全額交付となります。

14 ページをお願いします。下段になります。

充当する歳出は、他課が所管する科目となりますが、2 款 1 項 8 目の説明欄にあります電算業務の委託料であります。

以上で、議案第 1 号、保険年金課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に歳入になります。補正予算書の 12 ページをお開きください。

16 款 1 項 3 目社会福祉費給付金ですが、これは平成 30 年 9 月 28 日付で旭市南堀之内 8 番地 2、有限会社ブライトピック千葉様より、社会福祉振興発展のためとしての寄附の申し出があり受領いたしました 114 万 6,000 円を計上したものであります。

次に、歳出になります。歳入で説明しました寄附金を活用させていただき、次のものを購入するものです。

1 つ目は、18 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、説明欄 2 の社会福祉総務事務費の事務用備品費 45 万円ですが、市役所に来庁された方が活用できる庁舎用備品等を購入するものです。購入する備品は、車椅子 3 台とシルバーカー 2 台で、障害者や高齢者など体の不自由な来庁者に対応するためのものです。

そのほか、老人クラブ活動など高齢者の生きがいがづくりや健康促進につながる各種事業に活用していただくため、貸し出し用のワイヤレスアンプ 1 台を購入するものです。

2 つ目は、20 ページをお願いいたします。3 款 3 項 5 目、説明欄 1 の子ども発達センター運営事業の療育用備品費 80 万円ですが、旭市子ども発達センターの保育用備品を購入するものです。購入する備品は、運動用具のトランポリンの交換部品やホーススイング、床に敷くソフトタッチマット等の設備用具、ブロック等の保育用の玩具となります。

以上で、議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算第 3 号の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 26 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 2 項 1 目、説明欄 1 の小学校施設改修事業 7 億 5,185 万 2,000 円ですが、夏期における教育環境の確保と熱中症対策として、小学校 15 校の全教室へ空調機を設置するため、実施設計業務委託料と工事費の追加を補正でお願いするものであります。

また、10 款 3 項 1 目、説明欄 1 の中学校施設改修事業 3 億 7,117 万 6,000 円ですが、小学校と同様に中学校 5 校の全教室へ空調機を設置するため、実施設計業務委託料と工事費の追加を補正でお願いするものであります。

戻りまして、11 ページをお開きください。

歳入になります。

13 款 2 項 5 目、説明欄 1 の冷房設備対応臨時特例交付金小学校分 1 億 5,990 万 2,000 円と中学校分 8,738 万 7,000 円は、歳出で説明しました空調設置工事に係る交付金で、国の 1 平米当たりの単価により算出した補助基礎額に対して、3 分の 1 の補助率で交付されるものであります。

戻りまして、6 ページをお開きください。

繰越明許費になります。

10 款 2 項小学校施設改修事業と 10 款 3 項中学校施設改修事業は、歳出で説明しました空調設置事業費でありまして、12 月補正後に設計業務委託を発注するに当たり、適正な設計期間が確保できないこと、それに伴い工事着手も翌年度となるため、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

小・中学校のエアコン設置につきましては、来年度から 2 か年で設置する予定で準備を進めていましたが、国の補正予算で本年度 1 年度限りの臨時特例交付金制度が創設されることを受けまして、現在設置されていない市内小・中学校全ての普通教室と特別教室等に一斉に設置することといたしました。今後のスケジュールとしては、12 月補正後、設計業務を 5 月末までに完了し、その後工事は 6 か月くらいと見込んでいます。各学校により状況はさまざまであり、空調機メーカーの供給体制も懸念されますが、できるだけ早期の設置完了を目指してまいります。

なお、本冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、12 月 4 日に文科省より内定がございまして、国の第一次補正予算分として、当初小・中合わせて 2 億 4,728 万 9,000 円で見込んでいました交付金額は、そのうち 91.5%の 2 億 2,633 万 6,000 円で内示をいただいたのでご報告いたします。今回採択されなかった部分について、今後追加採択があるかの情報はまだ入っていません。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、体育振興課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 28 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 5 項 2 目、説明欄 1 の社会体育施設改修事業 3 億 114 万 8,000 円ですが、総合体育館は建築後 21 年が経過しており、雨漏り及び外壁のひび割れ等があり、改修が必要になっています。設計につきましては、昨年度の外壁の設計と今年度屋根の設計を併せた設計書が完成しました。現在のままでは、利用者が雨漏り等でスリップなどによりけがをするおそれがあり、外壁につきましては、ひび割れ等により落下の危険性もあるため、早期に改修を行うものであります。

事業費につきましては、13 節委託料、設計管理委託料として 587 万 6,000 円で、これは工事に係る管理業務を委託するもので、15 節工事請負費 2 億 9,527 万 2,000 円は、体育館改修工事費です。

内容といたしましては、メインアリーナ、サブアリーナの屋根の改修工事、外壁の改修工事、体育館外回りにあります建具の改修工事、それと仮設工事として足場工事になります。

また、来年度消費税の引き上げもあるため、年度内に契約することで税の軽減も図ることになります。

本改修事業は、工事が来年度にまたがりますので、繰越明許費になります。

続いて、戻りまして 13 ページのほうをお願いいたします。

歳入につきましては、市債 20 款 1 項 7 目 3 節の保健体育債で、説明欄 1 の社会体育施設改修事業債は、設計費、管理費、工事費の 90%の充当率で 2 億 7,710 万円を計上しています。

また、交付税措置といたしまして、45%を見込めることとなっています。このことから、本議会で補正をお願いするものであります。

以上で、議案第 1 号、体育振興課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

10 款の教育費につきまして、エアコンの件でございますけれども、議場のほうでもいろいろ質問出たところでございますけれども、ちょっと 1 点、今回かなりの業界にとっては特需みたいな形でもって、かなり供給サイドのメーカーもそうですし、業者のほうですとか、全国一斉でものすごいことになるかと思うんですが、その中で、分かればなんですけれども、近隣でどういう動きがあるか。場合によっては、近隣の業者が対応できないとかということ

も想定されるのかなと思いますので、そこら辺が今の時点で、北総の管内でも結構ですので、情報等ありましたらお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 近隣での状況ということでございまして、近隣の施工する業者とかということでございましてよろしいのでしょうか。市町村でございますか。

これは明確に確認ができてるわけではないですけども、近隣の銚子市、匝瑳市でも、設置に動いているというふうな情報はちょっと耳に入っています。細かい、どの部屋とかどういふふうに考えているというところまでは、細かくはまだ情報は得ていないような状況でございます。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 分かりました。じゃあちょっとまだ分からない部分あるということで、あとエアコンを設置して、その後各教室でどのように、例えば使う基準ですね。例えば何度に設定するとか、電気代のほうも相当コストのほうがかかってくると思うんですけども、何かそこら辺今の時点で、エアコンの使い方に関してどういうふうに考えているか、その辺を。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） まだ明確に書面化しているものはありませんけれども、今回普通教室と特別教室併せて設置をするというところで考えていまして、生徒が教室にいるときを運転時間ということで考えるように、今考えています。

温度設定につきましては、いつぞやかの議会の中でもちょっと基準が変わったということでご回答していまして、温度ということであれば、望ましい室温が 17 度から 28 度ということで決まっておりますので、その辺がめどであるかなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 2 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、追加しての説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑を終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、屋内運動場防災機能強化工事及びブロック塀改修工事について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、5月に着工し、来年1月の完成を目指して順調に進捗しているところでございます。今後も工期内完成に向けてしっかりと工事管理に努めてまいります。

学校施設において、現行基準で不適合と判断したブロック塀につきましては、改修工事を順次進めていますが、9月補正後に発注、着工しましたプールブロック塀は、小学校8校については今月末までに、改修規模の大きい矢指小学校も来年2月までに完了の予定です。その他のブロック塀や投てき板については、9月末で改修を完了しており、これで全てのブロック塀の対策が完了する見込みでございます。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総 務 常 任 委 員 会

平成30年12月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 3 号 運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願

出席委員（7名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	米本弥一郎
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	遠藤保明
委員	片桐文夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議員 木内欽市
(請願紹介議員)

議員 高木寛
(請願紹介議員)

議 員 平 野 忠 作

説明のため出席した者（２３名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進 課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
会計管理者	松 本 尚 美	消防長	川 口 和 昭
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	その他担当 職員	１２名

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

急にこの二、三日冷え込みが強くなりまして、冬を感じているところであります。健康には十分ご注意をさせていただきたいと思います。

ところで、10月17日から19日までの3日間、総務委員会におきまして行政視察を行いました。会津若松市の議会の取り組みといいましょうか、二元代表制の本当の真の姿、また力を改めて勉強した思いであります。何度も何度も報告書を作りながら、いただいた資料を読み返すと、本当にすばらしい取り組みだなと感じて、鮮烈な思いでいるところであります。また、議員各位ともいろいろとまたそういう話をする機会を設けることができれば、すばらしいなというふうを感じているところであります。

それでは、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、木内欽市議員、平野忠作議員、高木寛議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で5議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案、議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項について、次に条例関係が4議案でございます。議案第3号の旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第4号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明申し上げたとおりで、財政課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、総務課所管の補足説明を申し上げさせていただきます。

まず初めに、新庁舎建設事業についてでございますが、内容につきましては先般の全員協議会、また本会議においても説明をさせていただき、質疑にもご回答させていただいておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、人件費について補足説明を申し上げます。

お手元補正予算書の 30 ページをお願いいたしたいと思います。

給与費明細書でございます。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

初めに、特別職でございますが、一般職の職員の給与改正に合わせて期末手当の支給率を改正することによるものでございます。補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が 11 万 7,000 円の増となります。

議員につきましては、本年 1 月に新たに就任された議員 5 名分の 6 月期の期末手当が 8 割支給となっております。この結果、人事院勧告に基づく期末手当の増額分を当初予算の範囲内で賄えるため、議員についての補正は行いません。

続いて、下のページ、31 ページでございます。

一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてでございますが、補正後と補正前を比較いたしますと、フルタイムの職員数が 1 人の減、括弧内にあります再任用短時間勤務職員が 1 人の減で、合計 2 名の減でございます。

次に、給与費ですが、給料が 680 万円の減、職員手当等が 668 万 3,000 円の増となり、合計で 11 万 7,000 円の減額となります。

先ほど 30 ページで申し上げました特別職 11 万 7,000 円の増と、ただいまの一般職 11 万 7,000 円の減で、人件費全体としては今回の補正による増減はございません。

次に、32 ページをお願いいたしたいと思います。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。

給料の増減額は 680 万円減で、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は 522 万 5,000 円の増となります。これは人事院勧告に基づき、給料表を平均で 0.2%引き上げる改定を行うことによるものでございます。その他の増減分は、1,202 万 5,000 円の減となります。

この内容は、新陳代謝及び昇格等の人事異動により生じた実際の賞与額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございます。

職員手当等の増減額は 668 万 3,000 円の増で、給与改定に伴う増減分は 1,239 万 4,000 円の増となります。

その内訳は、人事院勧告に基づく宿日直手当の支給額改定による増が 4 万 8,000 円でござ

います。

期末手当の 114 万 3,000 円の増につきましては、手当の計算の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることによる影響額でございます。

次の勤勉手当の増額分の 1,120 万 3,000 円は、人事院勧告に基づき 12 月期の勤勉手当を 0.90 月分から 0.05 月分引き上げ、0.95 月分とすることなどによるものでございます。また、その他の増減分は 571 万 1,000 円の減で、これは新陳代謝異動による減額分です。

内訳といたしましては、期末手当が 102 万 1,000 円の減、勤勉手当が 469 万円の減でございます。

以上で、議案第 1 号、総務課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第 1 号のうち企画政策課所管分の事項につきましては、本会議での補足説明及び議案質疑で説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、1 点ずつ質問します。

まず、給与改定によって若干アップするわけですが、今、俗に言うラスパイレス指数ですか、それはどういう結果になっているのか。

それからもう 1 点、旭市の場合、一般職の給料が、一般職の職員が多いんですよね。ほかの市町村に比べて。職員が多い。そのために結局、予算の中に占める職員費、ほかと比べてだいぶ高くなっているわけですよ。

ちなみに、私ども先般、福島県のほうへ行きました。会津若松市で、市民対職員の絡みでやりますと、職員 1 人に対して市民が 146 人、それから米沢市で 173 人。その中で職員給与のパーセンテージが、みんな約 6 % から 7 % 台と旭市から見ますと旭市が 10.6 ですから、かなり高いですよ。ですから、この辺の絡みについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま高橋委員から 2 点ご質問ございました。

まず 1 点目、ラスの状況ということでご質問でございます。

私、手元にある資料、これ 29 年度のラスパイレス指数の関係でございますが、97.8 でございます。県下、千葉市を除いて 53 市町村中 49 でございます。支部だけで申し上げますと、県内 36 市中下から 2 番目、旭市より低いのは館山市だけでございます。

このような状況は、まさしくラス、毎年毎年大きく変動するものでございませんで、まず旭市の職員の給与水準、県下の中で相当低いというようなご理解を賜ればと思っております。

それから、一般職員数が多い、これは構成推移でしたか、ごめんなさい、とにかく一般職員数が多いというようなことで、近隣市との比較を申し上げさせていただきます。

これはやはり 29 年度の決算でございます。人件費いろいろございますが、まずといいますか、職員給の部分で申し上げますと、旭市は 33 億 3,000 万円ほど。お隣の銚子市は 37 億円ほどですね。これ全体の経費の構成比としては、旭市は 11.3%、銚子市は 15%になっているということで、全体の費用の中での構成比、もちろん旭市はいろんな事業を展開しておりますから構成比が低いということはあるんですが、銚子市と比べての絶対数の職員給料、この金額も低いと。あと職員給与といってもいろんな状況ございます。

銚子市は市立の高等学校を持っていますので、そういった意味で教職員の人件費というのは入っておりますが、一方で旭市は公立の民間保育所が非常に多いと。それから、あといろんな他団体との類団等の比較でございますが、旭市は単独で消防署、110 名ほどの職員数おりますが、それが人件費に入っている。類団等で見ますと、そういったものが組合でやっておれば、その団体の数値には表れてこないと、いろんな状況ございます。そのようなことでよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ラスパイレス指数が県下で一番低いということでございますが、これはただ低いというのは理由にならないと思うんですよ。というのは、私は逆に言うとラスパイレス指数は高くてもいいと思うんですよ。1 人の仕事をする量が多ければね。

ですから、旭市は職員が多い。そんな中でラスパイレス指数がある。逆にラスパイレス指数が高くても、職員数が少なければ私はそれでいいと思うんですよ。あまりラスパイレス指数というのは関係ないと思うんですよ。

そんな中でいずれにしても国に準じてとか何とか言いますけれども、結局、国は本当の大手企業だけを対象とした中での結局給料算定しているわけですね。そういうあれからすれば旭市の場合、恐らく市の職員の給料というのは、給与所得者の例えば長者番付をやれば、上

のほうに位置するんじゃないかと思うんですよね。これは、ここに税務課長がおりますので、税務課長、結局、給与所得者の給料、民間と公務員ですか、例えば上位 100 人やった場合、どういう比率になりますかね。分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高橋委員の質問に対して、上位 100 名の給与差はどうかということなんですが、これについては個別に調査してはございませんので、比較ということは今のところデータありませんし、お答えすることはできません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、これは給与所得者といっても、純粋なる給与所得者ですよ。結局、経営者も給与所得者になりますから、経営者をこれは除かなくちゃならないと思うんです。それというのは、経営者は個人で給与で支払いしたほうが税金が安いとか、それから会社で利益を出したほうが税金が安いとか、その辺の絡みはありますから、ですからこれは給与所得者については、純粋なる勤め人ですか、できたらその辺データがとれれば後でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 答えはいいですか、答弁は。

○委員（高橋利彦） データがとれればということですから、じゃ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの質問なんですけれども、課税状況調べ等で給与者所得のランクづけで、何万円までは何人というそういうデータはございますので、そういうことでありましたら、後で決裁をいただいて提出します。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、生涯活躍のまちですか、生涯活躍のまち。それについてちょっとお尋ねしますが、この件で私は先般……

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、補正の議案に入っていないので。

○委員（高橋利彦） 議案に入っていないかい。

○委員長（宮澤芳雄） はい。

○委員（高橋利彦） ここで庁舎建設の関係がありますが、結局ここで先般入札については新しい制度ですか、検討するということでございましたが、できればこれはこの新庁舎建設に間に合わせるように、この新制度を検討したほうがいいと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 庁舎の入札について今検討している新しい制度でやってはどうかというご質問でございます。

先般の本会議の中で、4月1日から新しい制度でということで、副市長からもご答弁申し上げているとおりでございます。制度の変更をすとなれば、やはり年度を通しての切り替えというのが望ましい時期かなと思いますし、周知のための期間というのも考えますと、4月1日から実施したいなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことに関して、先般の一般質問でも談合問題がかなり出ましたが、談合情報の対応マニュアル、これは県は公表しているわけですね。そんな中で、市はどういうふうに関して対応していくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。
副市長。

○副市長（加瀬正彦） 情報が寄せられたときには、談合情報マニュアルに沿って、その寄せられた情報の内容を判断していくということになろうかと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） その談合情報マニュアルというのは、どういうふうになっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。
副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず、情報の確認というのがあって、それについて当該情報の提供者の氏名、それから連絡先等の確認の上、直ちに実際には調査委員会というのがありますので、市の中でそこに報告が来ることになっています。ですから、今回の文書についても私のとこ

ろには報告が来ました。それを持って調査委員会を開催したところであります。その内容について一つ一つ具体的に調査というか、協議をさせていただいたところであります。

調査に値するか否かの判断というのがありまして、そこの中で談合に関与した業者名、それから談合が行われた日、場所、それから具体的な方法、それから落札の予定金額、特定の業者から入札金額を指示されていた等、個々の細かなものが記載されておりますけれども、それに沿って判断して、調査するものか、調査しないものか、そういう形に振り分けになります。調査に値しないという形になったときには、そのまま入札を執行することになります。

調査に値するという判断をした場合には、原則といたしまして、落札の決定前にでありますけれども、入札に参加しようとするもの全員から事情聴取等を行うと、そういう形になります。これは細かなマニュアルに沿って順次、その処理を進めていくということになります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今回の匿名の情報については、市では匿名だからということで取り扱いをしないということで決めているようですが、県では匿名でもこれは扱っているわけですね。談合情報としてね。そんな中で、今回まさにどの業者が幾らでとるという情報どおりの結果になったわけですよ。それでも匿名だからということで、談合情報として取り扱いをしなかったその根拠についてお尋ねをします。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど申し上げたとおり、談合情報の内容とそれから談合情報マニュアルとの照らし合わせということを行います。そこの中で通報者の氏名、それから連絡先、対象工事名、落札業者名、談合に関与した業者名、談合が行われた日、場所、それから具体的な談合の方法、落札の予定金額、特定の業者から入札金額を指示されているか否か、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報、そういったものが寄せられたときに調査に値するということになります。

今回は確かに全部がこれに外れるわけではありません。一部それに当たっていました。そういう中で現実には財政課長がお答えしたとおり、もう既に札が入っている中で、開札日が決まっていた。その前日に協議をさせていただいたわけでありまして、今回そのまま全てが談合というにはあまりにも確証がないということで、そのまま進めたわけであります。

ただ、その中でも電子入札の中で既にもう札が入れられている状況でありましたので、仮に落札した業者については少なくとも誓約書をきちんととって、その先仮に何かあった場合には、工事契約が無効にできるような形で処理をしたということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう疑惑の事件については、そんなに事細かに匿名でやった場合、誰がということが分かっちゃうから、普通はそんなに事細かには出ないわけなんです。しかしながら、その業者名、そして全くぴったりの数字、これが出ているということは、誰が見たって談合疑惑ということになるわけですよ。

そういう中で今度、新庁舎建設に当たってもこういう問題が起きないように、なぜ時期を早めてやらないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今ちょうどその規定について、要綱の改正をしているところでございます。

その内容については、当然改正内容ですから、周知期間というのを持たなければいけないと。それと、年度の途中というのは、今予算の中でさまざまな事業を発注しているところがございます。ですので、予算の照らし合わせ、それから今持っている発注の状況、実際には最低制限価格の部分で制度改正を今回行うということにしているわけでありましてけれども、現実に最低制限価格で入れられているものがたくさんあるという状況でございますけれども、その中でさらに安く入れている工事も多数あるわけでありまして。ですから、そこぴったりで常にみんなが入れているという、そういう話ではございません。その前後の中で非常に数字がばらけている状況がございます。

さらに新たな制度化しようとする最低制限価格のものにつきましては、本議会の一般質問の中でもお答えしたとおり、相当の最低額が引き上げになるものと思っております。今、消費税の引き上げの2%を節約しようとして、できれば今年度中に工事を発注したいという中で、その最低制限をうんと引き上げるような形でいくと、それもどうなのかなというさまざまな議論の上の中で、年度切り替えというのがやはり一番ふさわしいのかなということで今進めているところであります。そういった一つのことで単純にそれで決定できるという話ではございませんので、ご理解いただければなと思っています。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第３号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第３号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第３号の質疑を終わります。

続いて、議案第４号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第４号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第４号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第５号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第５号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第５号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第５号の質疑を終わります。

続いて、議案第６号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第６号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。

特に補足する内容はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 6 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、総務課より職員採用試験、二次募集の関係について報告をさせていただきます。

過日、平成 31 年度採用の職員採用試験……

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長、着座でいいですよ。着座して。

○総務課長（飯島 茂） ありがとうございます。

では、過日 31 年度採用の試験のほうを実施したところでございました。この中で土木技師、これは初級 1 名、それから建築技師上級 1 名と初級 1 名の募集を行ったところでございましたが、残念ながら採用には至りませんでした。全国的にも技術職の採用につきましては、苦労しているような状況がございます。

このような中で本市もさまざまな土木事業や建築事業を進めておりますし、また現職員の退職等によりまして、どうしても技術職員を補充しなければならないと考えているところで

ございます。このようなことから、土木技師と建築技師に限り二次募集を行うことといたしました。

繰り返しになりますが、募集の職種は土木の初級1名、それかには建築の上級1名、初級1名、合計3名でございます。

募集期間は年明け1月7日から1月21日、その間を募集期間といたします。

試験日は2月10日を予定しているところでございます。

合格発表は2月上旬を予定しております。

なお、近隣市でも建築技師の二次募集を行ったといったような状況も聞いているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういう特殊な職の人については、再任用ということにはならないんですかね。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員より再任用職員の利用といいますか、活用はということでございました。

今年はっきり言えば、技術職の課長職の方も3名ほど退職されるのかなという中で、その職員が再任用を希望していないといったような状況もありますし、あとやはりどうしてもお話がどうか分かりませんが、ある程度定年で退職するような職員は、まさしく何年もの間、第一線ということよりは管理的な業務のほうに入っておりまして、そういった部分でも非常に退職した課長、そのまままさしく若手と同じような第一線で設計図書を全部積み上げとか、そういった作業が非常に厳しいといったような状況は一方であります。そこら辺はご理解を賜りたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（宮澤芳雄） 次に、請願の審査を行います。

総務課以外は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第3号、
運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願の
1件であります。

それでは、請願第3号について審査に入ります。

紹介議員であります高木寛議員より説明をお願いいたします。

高木議員。

○紹介議員（高木 寛） 皆さんお忙しいところありがとうございます。私のほうで若干説明
させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私もちょっとふなれなんですけれども、4つの項目に分けて説明したいと思います。

まず、老朽化した東海第二原発の状況ということ、それから2番目に地元茨城県内の自治
体ではどのような状況か、3番目に千葉県北東部自治体の様子、それから4番目に先の6月
議会に提出された陳情書の様子、そういう大まかな項目でお話をしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高木議員、どうぞ着座で。

○紹介議員（高木 寛） ありがとうございます。じゃ、失礼して着座で発言します。

まず、老朽化した東海第二原発というのがありますが、皆さんの請願書の中にも書
かれていますように、この東海第二原発は築40年で、先日、規制委員会がまた延長という
ことで許可をしたということを伺っています。

この東海第二原発というのは、沸騰水型軽水炉で電気出力は 110 万キロワットですね。まさに 40 年も経過しましたので、私どもは老朽化原発と一応表現しています。

この内容は、一番中心になる原子炉そのものの建屋の中にある建物、これは取り替えられない状況というふうになっています。周りのいろんな排水管とかは取り替えられますけれども、原子炉そのものを取り替えられない。鋼鉄でできているという話なんですけれども、それがかなり 40 年使用していますので、腐食も進んできていると。そういう中でありながら、規制委員会は許可をしたと、そういう状況であります。

この東海第二も 2011 年の大地震のときには、津波で非常用発電機 3 台のうち 1 台が停止して、あわや大惨事の一步手前までいったと。普通、冷温停止ということで、通常は 1 日で停止するそうですが、このときは 3 日半もかかったと。そういう中で、ほかの設備機器も損傷したと。2011 年の福島第一原発の事故のときですね。そういう状況であります。

それで、2 番目の地元の茨城県内で自治体の様子ですね。特に、茨城県内 34 の市町村議会が東海第二原発再稼働反対という表明をされています。その中で 12 の自治体の首長が反対の表明を市長、また町長、村長がしているという状況があります。まさに茨城県内では東海第二原発を抱えているというのも現状としてありますので、この再稼働は認めないという町長、市長、村長がおられます。

そういう中で 3 番目の千葉県北東部のこの辺の周辺の自治体ということでは、銚子市、多古町、成田市、ちょっと離れますけれども、我孫子市では議会が再稼働反対の表明をしているという状況であります。

4 番目で、ここの旭市議会の様子なんですけれども、6 月議会には陳情書という形でこの内容を届けました。それで皆様に、総務常務委員会の皆様に審査していただきまして、この陳情書は可決され、そして意見書案、これも提起され可決されました。本当にありがとうございます。

しかし、6 月 22 日の本会議においては、この陳情書採択、意見書採択が否決されてしまいました。そういう状況でありますので、今度、陳情書じゃなくて、請願書という形で提出者は違いますが、提出されて、皆さんの審査をぜひお願いしたいということです。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○紹介議員（木内欽市） それでは、私のほうからも若干ご説明をさせていただきます。

私は今回どうして紹介議員と。別に共産党員ではありませんけれども、提出者の高田さん

が地元ということでお願いされて、ここにあります。誤解のないようにお願いします。

皆さんご存じでしょうが、この原子力のときに、旭地区は放射能が検出をされました。当時の被害額は相当な金額で、これでJAに出荷している方のみ東京電力から補償を受けておりますが、農協に出荷していない方は補償を受けておられませんでした。全部破棄です。

そのような状況から見ても、万が一あった場合には、この辺はその被害地域に入ります。当然、風評被害も、風向きによっては全部受けるわけで、放射能が検出をされます。いまだにまだその後遺症というのは、多少は残っているところであります。

それで、ご案内のとおり当時民主党政権で、菅直人首相が福島に従業員がみんな身の危険があって逃げるんだといったときに、菅首相はそんなことしたら日本が駄目になるということで、命がけで上ってくれたのをご存じでしょう。当時の枝野幹事長ですか、記者会見をしたときにもこの辺が、ネクタイもろくたま縛れていなくて、当時のあわてた様子が理解できると思います。外国人はみんな成田空港までわざわざ自転車で行って退避した、そんな大変な状況だったんです。

前回もだからこの総務委員会では4対2で、委員会では可決されたそうですが、本会議で否決でございます。どうか皆さん方にはそれをご理解いただいて、賛成多数でなく、全員多数で可決していただけるようお願いをしたいところであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛議員、木内欽市議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、運転期間 40 年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に対する決議を求める請願について、参考意見ということで申し上げさせていただきます。

原電東海第2発電所につきましては、原子力規制委員会が平成30年11月7日に20年間の運転期間の延長を認可したとのことでございます。今後、東海第2発電所を運営する日本原子力発電株式会社は、平成30年3月29日に締結した再稼働や延長運転の事前了解を得る旨の安全協定に基づき、周辺6自治体の同意を得て再稼働を行うとのことでございます。

原発の運転期間延長につきましては、原子力規制委員会において安全性をしっかりと審査し、国の責任で判断したことであり、また、ただいま申し上げたとおり、周辺6自治体の同意も得るとのことですので、市としては意見を申し上げる考えはありませんので、よ

ろしく願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

市としての意見は特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 6月議会に引き続きまして、今度は請願という形で同様の文章は違いますが、東海の原発の再稼働反対というような請願が出てきたわけでありまして、あの際、私も申し上げましたが、東日本大震災におきまして原発事故が起きて大変な事態になったと。いまだに避難されている方も大勢いらっしゃる。

木内議員が今おっしゃいましたが、旭市でも農産物を中心として大きな被害が出たというようなことの中で、あの時は再稼働をどうするんだと。賛成するのか、反対するのかというような大変悩んだ中で、これはできれば再稼働はしてもらいたくないなということで、賛成に回ったわけでありました。

その後の経過を見てみますと、原子力規制委員会ですか、これが審査を進めてきた中で20年間の再稼働について認めたということが報道されました。この原子力規制委員会ですか、この委員会につきましては、原発事故を受けまして設置された委員会といったことの中で、この政治、あるいはこの事業者とは独立した中立公正な立場での専門家の皆さんの委員会だろうと思います。そういった中での判断がされたということで、そういうことを考えますと、その判断に沿うのが適当なのかなというふうに、私は今現在考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） お尋ねしますが、近隣6か市町村の同意が必要だということでございますが、この近隣6か市町村には交付税が入っているのかどうか、紹介議員の皆さんもし分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高木議員。

○紹介議員（高木 寛） 高木ですけれども、今、高橋委員の質問でありました交付税のことはちょっと調べてありませんので、申し訳ありません。存じ上げませんでした。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、それ分かなければ、これは結構なんです、私の個人的な意見としては、東海村ですか、この辺りには交付税がかなりこの原電があるということで来ていると思うんです。それと同時に、その地元にはこれに関連した雇用、かなり出ている中では、地元はこれはいいい悪いは抜きにして、私はどうしても賛成だと思うんですね。

ただ、こういうメリットのあるところは賛成、しかし我々旭市、こういうところは何のメリットもないわけですよ。その中で今太陽光などの再生エネルギー、これがかなり進んでいる中で、私はここは先ほど木内議員も言いましたように、ただ恩恵は何もなく、受けるのはそういう被害、デメリットだけなんです。その中で私はこの請願が出た中で、これは党派を超えた中で私は反対の立場であります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 木内議員。

○紹介議員（木内欽市） それと先ほど島田委員のほうから、公正中立だとありましたが、当然だと思いますが、私もここへ紹介ということで、ちょっと勉強させていただきました。

個人的な考えではありませんよ。その本によると、書物によると、原子力は自民党と原子力の関係は皆さんもご存じだと思います。多額の献金がなされているわけでありまして、献金があったからどうこうということでございせんが、そこも一つ頭に入れておいていただきたいと、このように思います。莫大なお金が動いているわけですね。

ですから、そういうことも当然議員の皆さんはご存じだとは思いますが、そこもちょっと頭に入れていただいて、慎重なご判断をお願いしたいと、このように思うところであります。

政府自民党は賛成です。当然ね。どういうことかお分かりかと思いますがけれども、今、高橋委員がおっしゃったように、党派を超えてこの地区の、旭地区の出ている陳情に続いての

陳情よりも重い憲法で保障されている請願でありますので、その重みをちょっとご理解いただいて、慎重なご判断をお願いしたいと、このように思うところであります。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 先ほどの紹介議員の説明、また島田委員の発言にもありましたように、本委員会では平成 30 年第 2 回定例会で東海第二原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情の審査をいたしました。その後、この陳情は本会議でも採決されています。

したがって、この請願で求める旭市議会の姿勢は既に明らかになっています。定例会閉会以降もこの請願をめぐる環境、条件などに大幅な事情変更があったとは考えられません。参考意見にもありましたように、東海第二原発を運営する日本原子力発電株式会社と周辺 6 自治体が再稼働や延長運転をする場合には、事前了解を得る旨の協定を結んでいますので、地元住民や周辺自治体の判断を見守りたいと考えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 近隣 6 か町村ですか、全部了解しているんですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） たしかすぐ隣の市か何かが、市長は反対しているんじゃないんですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 那珂市。いずれにしても、福島第一原発も絶対大丈夫という当初は条件であったわけですね。しかし、天変地異というのはいついかなる場合あるか分からないんですよ。まして今、南海トラフの問題がかなり騒いでいるでしょう。そんな中で人間が想定し得ない状況になった場合、これは原発の被害はかなり、まして今度は近いですから、かなりのものになると思うんですよ。まして 20 年過ぎているわけですよ。

そんな中で、私はよく経済的には原発があったほうが、電気料金が安くなるという話、だからその辺では原発はあったにこしたことはないけれども、ただ、それよりむしろ被害のほうが大きいと思うんですよ。ここの旭市に例えば原発のための交付税でも何でもおっている、それからその仕事に携わっている人がいればまだしも、しかしここは何のメリットもないわけですよ。ですから、そういう立場で私は反対ということです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないので、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(宮澤芳雄) 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第3号、運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 賛成少数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長(宮澤芳雄) これにて、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄